# 情報公表様式

受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月24日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 家計調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 総務省（統計局） | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 国（総務省統計局）、都道府県 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 家計調査は、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的として実施。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 「全国」の世帯のうち、約9,000世帯を対象に調査を実施。 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 国（総務省統計局）、都道府県 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 26年 度 | 27年 度 | 28年 度 |
| | | 調査員 685名 | 調査員 685名 | 調査員 685名 |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 総務省統計局 － 都道府県 － 指導員 － 調査員の流れにより実施。調査員の業務の概要は以下のとおり。<br>①指定された調査単位区（世帯数75以上）の全世帯を訪問し、世帯主の情報（氏名、職業など）を聞き取り、全世帯の名簿を作成。なお、調査員は二つの調査単位区を担当。<br>②名簿から、二人以上世帯は農林漁家世帯、勤労者世帯、勤労者以外世帯の区分ごとに、単身世帯は男女の区分ごとに、乱数表に基づき、調査予定世帯を選定し、選定された調査予定世帯に調査を依頼。調査をどうしても引き受けられない世帯が出現した場合、同じ区分で、代わりの調査予定世帯を選定し、選定された調査予定世帯に調査を依頼。1調査単位区当たり、二人以上世帯は合計6世帯、単身世帯は1世帯の調査世帯を確保。当初の調査単位区では調査世帯が確保できない場合、確保できない調査世帯分については、別の調査単位区の指定を受け、そこで確保。なお、別の調査単位区でも、全世帯の名簿を作成。このようにして、調査世帯を100%確保するようにしている。<br>③調査世帯から各世帯員の情報（氏名、性別、満年齢、勤め先の名称・事業内容・本人のしている仕事の内容など）や調査世帯が居住する住居の情報（構造、面積、建築時期など）を聞き取り、調査票（世帯票）を作成。<br>④二人以上世帯の調査世帯は6か月間調査し、単身世帯の調査世帯は3か月間調査。調査票（家計簿、年間収入調査票、貯蓄等調査票（単身世帯を除く））を調査世帯に配布し、記入済み調査票を調査世帯から回収（「家計簿」は半月ごとに配布・回収。「年間収入調査票」、「貯蓄等調査票」は各1回の配布・回収）。<br>⑤指定された調査単位区では12か月間調査するが、当該調査単位区での調査7か月目に先立って、再度、調査単位区の全世帯を訪問し、世帯主の情報を聞き取り、全世帯の名簿を修正し、修正した名簿から、上記②と同様に調査世帯を確保し、上記③及び④と同様に調査票を作成・配布・回収。 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | ○世帯から直接聞き取る、という作業が多い統計調査であるため、調査員には、世帯との応答に当たっての説明能力や対応の良さ、世帯からの信頼を得ることなどの能力が必要。<br>○毎月の調査の結果を調査の翌月下旬に公表しなければならないため、半月ごとの、記入済みの調査票（家計簿）の回収や当該調査票の審査・記入不備の照会などを迅速に行い、国への調査票提出期限を厳守する必要。<br>○「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）」において、家計調査は、「閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査」として、その実査業務における民間事業者の活用については、「調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。」とされている。 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | 家計調査の結果は、国における行政上の施策の基礎資料（景気動向の把握、各種税の税率や負担、各種控除に関する検討、生活保護基準の検討、消費者物価指数の品目選定及びウエイト作成など）及び、国民経済計算の推計などに利用されている。 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号）<br>家計調査規則（昭和50年総理府令第71号） 等 | | |
| | (3) 参考となるホームページ | 統計局ホームページ<br>＜http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm＞ | | |

| | | |
|---|---|---|
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 平成28年度の家計調査の事業費ベース（予算ベース）<br>1　調査員一人一人に支払われる額（報酬など）の基準、算出方法<br>→　調査員一人当たりの一年間の支払額<br>・東京・神奈川以外の場合　@6,980×152日＝1,061千円<br>・東京都の場合　（@7,030×76日）＋（@7,180×76日）＝1,080千円<br>・神奈川県の場合（@7,020×76日）＋（@7,160×76日）＝1,078千円<br>※@は各府省統一調査員手当日額単価<br>※東京都及び神奈川県は、特別加算額の関係で4～9月、10～3月の報酬単価が異なる。<br>※稼働日数については、小数点以下を四捨五入している。<br>2　調査員が実際に働いた時間・日数を示す資料<br>→調査の過程ごとに示されているスケジュールに沿って調査活動を行うこととなっており、実際に働いた日数・時間を把握していないため、資料はない。<br>3　調査対象に渡されるもの（お礼など）の1対象当たりの基準額、算出方法<br>→　二人以上の世帯は6か月で@12,600円、単身世帯は3か月で@5,850円<br>なお、平成23年度以降同額となっている。 |

注）人員は予算ベースの人員

**情報公表様式**

受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月24日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 家計消費状況調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 総務省（統計局） | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 国（総務省統計局）、民間事業者 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 個人消費動向を的確に把握するために、世帯における購入頻度の少ない高額商品・サービスへの支出を調査し、更に、今後の消費の動向を左右するICT（情報通信技術）関連の商品・サービスへの支出やインターネットを利用した購入状況などを調査する。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 全国を地方別都市階級別に層化した上で、合計3,000の調査地点を抽出。各調査地点からは10世帯を選定し、合計30,000世帯（二人以上の世帯：27,000世帯、単身世帯：3,000世帯）が調査対象世帯。 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 国（総務省統計局）、民間事業者 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | ― | ― | ― |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 家計消費状況調査は、総務省統計局 ― 民間事業者の流れにより実施 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | 家計消費状況調査は家計調査の補完調査として、毎月の特定の高額な商品・サービスへの支出等を簡易な方法で、かつ大サンプルにより安定的に調査し、購入頻度が少ない高額商品・サービスの購入状況、ICT関連の消費状況等を把握する。 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | 調査結果を毎月公表することにより、①四半期別GDP速報（QE）の精度向上、②消費の実態のより的確な把握、③個人消費についての景気判断の精度向上、④ICT関連の個人消費の状況把握等で利用されている。 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号） | | |
| | (3) 参考となるホームページ | 統計局ホームページ＜http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.htm＞ | | |
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 1　調査員一人一人に支払われる額（報酬など）の基準、算出方法<br>2　調査員が実際に働いた時間・日数を示す資料<br>3　調査の対象者に渡されるもの（お礼など）の1対象当たりの基準額、算出方法<br><br>⇒家計消費状況調査は、民間事業者が業務を請け負い調査を実施している。事業の基本的なところは仕様書に定めているが、請負契約のため、業者の裁量で調査を実施しており、ご質問の調査員の報酬や働いた時間、調査対象世帯に渡す謝礼金等についても、国で定めていないので、ご回答することができない。<br>なお、直近の入札額としては、5箇年契約で約1，127百万円となっている。 | | |

**情報公表様式**　　受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月24日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 国勢調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 総務省（統計局） | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 国（総務省統計局）、都道府県、市町村 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 国勢調査は、人及び世帯を対象とする全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 本邦内に常住している全ての者を対象に調査を実施。 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 国（総務省統計局）、都道府県 、市町村 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
| | | 調査員　881,564名 | 調査員　705,952名 | 調査員　691,920名 |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 平成27年国勢調査は、総務省統計局 － 都道府県 － 市町村 － 国勢調査指導員 － 国勢調査員の流れにより実施。 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | 国勢調査は、国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種法令等に基づく利用を行うことを目的とする基幹統計調査であり、わが国の最も基本的な統計調査である。 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | 国勢調査の結果は各種法令に基づく利用（衆議院小選挙区の画定、都道府県・市町村議会の議員の定数、地方交付税の交付額の算定等）、国・地方における行政上の施策への利用（少子・高齢化対策、防災対策、地域・産業の振興等）、国民経済計算の推計などに利用されている。 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号）<br>国勢調査令（昭和55年政令第98号） 等 | | |
| | (3) 参考となるホームページ | 統計局ホームページ<br><http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm> | | |

| | | |
|---|---|---|
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 1　調査員一人一人に支払われる額（報酬など）の基準、算出方法<br>※@は各府省統一調査員手当日額単価<br>【平成17年国勢調査】（予算ベース）<br>（1調査区担当）7.12日 × @8,020 × 21/25(公務能率向上率)<br>（2調査区担当）13.24日 × @8,020 × 21/25(公務能率向上率)<br><br>【平成22年国勢調査】（予算ベース）<br>（1調査区担当）5.8日 × @6,800<br>（2調査区担当）11日 × @6,800<br><br>【平成27年国勢調査】（予算ベース）<br>（1調査区担当）5.6日 × @6,880<br>（2調査区担当）10.6日 × @6,880<br><br>2　調査員が実際に働いた時間・日数を示す資料<br>→調査の過程ごとに示されているスケジュールに沿って調査活動を行うこととなっており、実際に働いた日数・時間を把握していないため、資料はない。 |

注）人員は予算ベースの人員

## 情報公表様式

受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月25日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 毎月勤労統計調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 厚生労働省 | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 厚生労働省、都道府県 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 常用労働者5人以上の事業所の雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国的の変動を毎月明らかにすることを目的としている。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 毎月勤労統計調査における実査の主な業務は、調査票の配布、調査票の記入、収集、照会対応等である。 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 厚生労働省、都道府県 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | － | － | － |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 調査は<br>・常用労働者が30人以上の事業所（第一種事業所）<br>―厚生労働省 － 都道府県<br>・常用労働者が5～29人以上の事業所（第二種事業所）<br>―厚生労働省 － 都道府県 － 統計調査員<br>の流れにより実施。<br><br>第一種事業所においては、事業所が記入した調査票を郵送で提出またはオンラインで回答している。<br>第二種事業所においては、統計調査員が調査票を作成し都道府県に提出または事業所がオンラインで回答している。<br>また、照会対応として、調査票記入方法に係る問合せへの回答や、提出された調査票の記入内容に係る審査及び疑義照会を行っている。 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | ・調査の実施に当たっては、統計法第41条により守秘義務、第57条により罰則が設けられており、適切に実施しなければならない。 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | ・抽出事業所数<br>調査対象として抽出する事業所数は約3万3千事業所 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号）<br>毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号） | | |
| | (3) 参考となるホームページ | 厚生労働省ホームページ<br>＜http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html＞ | | |
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 本調査は統計法上の法定受託事務として都道府県において実施している。<br>1 統計調査員一人一人に支払われる額（報酬など）の基準、算出方法<br>統計調査員に支払われる賃金額は、総務省から示される統計調査員手当の統一単価を基準として、統計調査員が勤務する地域を考慮して日額を決定している。（平成28年度は6,980円／日となり、東京、神奈川には別途加算がある。）<br>2 統計調査員が実際に働いた時間・日数を示す資料<br>統計調査員の勤務は都道府県で管理されている。<br>（毎月勤労統計調査に携わる統計調査員の標準的な勤務日数を57.6日としている）<br>3 調査の対象に渡されるもの（お礼など）の1対象当たりの基準額、算出方法<br>調査対象となる1事業所当たり500円／年を基準とし、地域の実情を踏まえ、調査の協力依頼に有効に活用している。（第一種事業所） | | |

# 情報公表様式

受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月25日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 賃金構造基本統計調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 厚生労働省 | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としている。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 賃金構造基本統計調査における実査の主な業務は、調査票の配布、記入依頼、収集、照会対応等である。 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | － | － | － |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 調査は、<br>厚生労働省本省－都道府県労働局－労働基準監督署－統計調査員－報告者の流れにより実施。<br><br>都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員により調査票を配布し、対象事業所が記入した調査票を回収している。<br>また、照会対応として、報告者からの調査票記入方法に係る問合せへの回答や、提出された調査票の記入内容に係る審査及び疑義照会を行っている。 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | ・調査の実施に当たっては、統計法第41条により守秘義務、第57条により罰則が設けられており、適切に実施しなければならない。 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | ・抽出事業所数及び抽出労働者数<br>調査対象として抽出する事業所数は約8万事業所、労働者数は約170万人である。 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号）<br>賃金構造基本統計調査規則（昭和39年労働省令第8号） | | |
| | (3) 参考となるホームページ | 厚生労働省ホームページ<br>＜http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html＞ | | |

| | | |
|---|---|---|
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 1　統計調査員一人一人に支払われる額（報酬など）の基準、算出方法<br>　統計調査員に支払われる賃金額は、総務省から示される統計調査員手当の統一単価を基準として、統計調査員が勤務する地域を考慮して日額を決定している（平成28年度の統一単価は6,980円／日）。<br>2　統計調査員が実際に働いた時間・日数を示す資料<br>　平成27年賃金構造基本統計調査における統計調査員の延べ稼働日数は、約11,000日である。<br>3　調査の対象に渡されるもの（お礼など）の1対象当たりの基準額、算出方法<br>　調査実施に当たり、調査対象事業所に調査用品（調査票、調査票記入要領等）以外のものは渡していない。 |

**情報公表様式**

受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月25日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 商業動態統計調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 経済産業省 | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 調査実施業務（調査の企画、調査票の配布・回収・審査・督促・集計・分析・公表）<br>約20,000事業所・企業／月 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 経済産業省 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | | 10人 | 10人 | 10人 |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者<br>・経済産業省：調査の企画、調査票の審査、集計、分析、公表<br>・都道府県：調査票の配布、回収、審査、督促<br>・調査員：調査票の配布、回収、督促<br><br>丙及び丁調査：経済産業省－報告者<br>・経済産業省：調査の企画、調査票の配布、回収、審査、督促、集計、分析、公表 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | ・統計法に基づく調査票情報等の適正な管理及び守秘義務の順守<br>・標本調査理論に係る知識<br>・統計調査業務（調査の企画、調査票の配布・回収・審査・督促・集計・分析・公表）に係る専門的知識<br>・産業や商品に係る分類知識<br>・経済産業省調査統計システム（STATS）の運用・操作方法の習得 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | 商業動態統計速報・月報・年報 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号）及び商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号） | | |
| | (3) 参考となるホームページ | http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/index.html | | |

| | | |
|---|---|---|
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 平成28年9月分より、丙及び丁調査に係る調査実施業務を民間事業者に委託。<br>1　平成28年度の統計調査員手当は、一人当たり日額6,980円としている。これに一月の調査業務に必要となる稼働日数5日分を基準として支給している。<br>なお、日額単価については、統計調査員等手当の各省統一単価を使用している。<br>2　実際に働いた時間・日数を示す資料はない。<br>3　1対象当たりの基準額は400円程度。 |

**情報公表様式**

受付日　平成28年8月26日

| 作成時点 | | 平成28年8月25日現在 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 事業の名称 | | 特定サービス産業動態統計調査 | | |
| 2 所管府省等 | (1) 所管府省・独立行政法人等 | 経済産業省 | | |
| | (2) 直接業務を実施する行政機関等 | 大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 | | |
| 3 事業の内容 | (1) 業務の目的及び概要 | 特定サービス産業の売上高、契約高等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、産業振興政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的とする。 | | |
| | (2) 主要な業務及び業務量 | 調査実施業務（調査の企画、調査票の配布・回収・審査・督促・集計・分析・公表）<br>約2,500事業所・企業／月 | | |
| 4 実施体制 | (1) 事業所数・所在地 | 経済産業省 | | |
| | (2) 人員（直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | | 14人 | 10人 | 6人 |
| 5 実施方法 | (1) 具体的実施方法 | 経済産業省－民間事業者（外部委託）－報告者<br>・経済産業省：調査の企画、分析、公表<br>・民間事業者：調査票の配布、回収、審査、督促、集計 | | |
| | (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。） | ・統計法に基づく調査票情報等の適正な管理及び守秘義務の順守<br>・統計調査業務（調査の企画、調査票の配布・回収・審査・督促・集計・分析・公表）に係る専門的知識<br>・サービス産業に係る分類知識<br>・経済産業省調査統計システム（STATS）の運用・操作方法の習得 | | |
| 6 その他参考となる情報 | (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等 | 特定サービス産業動態統計速報・月報 | | |
| | (2) 対象事業に関係する法令 | 統計法（平成19年法律第53号） | | |
| | (3) 参考となるホームページ | http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/index.html | | |
| | (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項 | 1　本調査では、統計調査員は活用していない。<br>2　本調査では、統計調査員は活用していない。<br>3　1対象当たりの基準額は300円程度。 | | |